

矢吹町教育委員会規則第 1 1 号

招致外国青年任用規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 8 年 6 月 2 6 日 提出

矢吹町教育委員会



第 3 条第 1 項第 6 号を第 7 号とし、同項第 5 号中「学校訪問」の次に「、部活動や地域クラブ活動」を加え、同号を第 6 号とし、同項第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 任用団体の多文化共生関係事務の補助（外国人住民の生活支援事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等）

第 1 3 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

参加者が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。

2 病気休暇の取得期間は 1 の年度において 1 0 日の範囲内の期間とする。

第 1 4 条第 1 項第 1 5 号を第 2 3 号とし、第 1 4 号を第 2 0 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(2 1) 6 月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場

合 1 日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあっては、1 日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間

（22） 参加者が盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1 の年の 6 月から 10 月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて 5 日の範囲内の期間

第 14 条第 1 項第 13 号を第 18 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（19） 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康維持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる期間

第 14 条第 1 項第 12 号を第 16 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

（17） 参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第 14 条第 1 項第 12 号を第 16 号とし、第 11 号を第 15 号とし、第 10 号を第 14 号とし、第 9 号を削り、第 8 号を第 12

号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(1 3) 女子の参加者が母子健康法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 0 条の規定による保健指導又は同法第 1 3 条の規定による健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間 第 1 4 条第 1 項第 7 号中「女子の」を削り、「期間」の次に「（男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第 6 7 条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1 日 2 回それぞれ 3 0 分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間）」を加え、同号を第 1 0 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

(1 1) 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日（その養育する 9 歳に達する日以後の最初の 3 月 3 1 日までの間にある子が複数の場合にあつては、1 0 日）の範囲内の期間

第 1 4 条第 1 項第 6 号を第 7 号とし、同号の次に次の 2 号を加える。

(8) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後 2 週間を経過する日までの期間内における 2 日の範囲内の期間

(9) 参加者の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあつては、 1 4 週間）前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合
当該期間内における 5 日の範囲内の期間

第 1 4 条第 1 項第 5 号を第 6 号とし、同条第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において 5 日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあつては、 1 0 日）の範囲内の期間

第 1 4 条第 2 項中「第 4 号」を「第 9 号」に、「第 1 5 号」を「第 1 1 号、第 1 8 号から第 2 3 号」に、「第 5 号」を「第 1 0 号及び第 1 2 号」に、「第 1 4 号」を「第 1 7 号」に改める。

第 1 4 条の 2 に見出しとして「育児休業」を付し、同条第 1 項を次のように改める。

職員の育児休業等に関する条例（以下、育休条例という。）の定めるところにより、養育する子が 1 歳 6 か月に達する日（育休条例の規定により当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2 歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあつては、再度の任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1 歳に達する日から 1 歳 6

か月に達する日（育休条例の規定により当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育休条例の定める日まで、育児休業することができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、育休条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。

（１） 子の出生からの日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のもの及び2回目のもの

（２） 参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）

第32条を第33条とし、第31条を第32条とする。

第30条第1項中「第4号」を「第5号」に、「第9号」を「第8号」に、「第14号」を「第22号」に、「第15号」を「第23号」に改め、同条第2項中「第5号から第8号」を「第6号及び第7号」に改め、同条第4項中「第26条」を「第27条」に「第29条」を「第30条」に改め、同条を第31条とする。

第29条第2項中「第28条」を「第29条」に改め、同条を第30条とする。

第28条中「第26条」を「第27条」に改め、同条を第29

条とする。

第 27 条を第 28 条とする。

第 26 条第 2 項第 1 号中「第 5 号及び第 6 号」を「第 6 号及び第 7 号」に、「第 29 条」を「第 30 条」に、「次項」を「第 29 条第 2 号」に改め、同条を第 27 条とする。

第 25 条中「教育委員会事務局又は矢吹中学校」を「任用団体が指定する勤務場所」に改め、同条を第 26 条とする。

第 24 条を第 25 条とし、第 15 条から第 23 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 14 条の次に次の 1 条を加える。

（部分休業）

第 15 条 任命権者は、条例の定めるところにより、参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該参加者がその小学校就学の始期に達するまでその子を養育するため、1 日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下、部分休業という。）を承認することができる。

2 前項の規定による部分休業の請求をしようとする参加者は、条例で定める 1 年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該機関における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。

（1） 1 日につき、参加者について定められた勤務時間から 5 時間 45 分を減じた時間を超えない範囲内（当該参加者が、第 14 条第 1 項第 10 号に規定する休暇（以下、保育時間という。）又は同項第 16 号に規定する休暇（以下、介護時間という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内かつ 2 時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範

囲内)

(2) 1年につき参加者の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内

- 3 前項1号に掲げる範囲内で請求する部分休業は30分、第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業は1時間を単位として取得できるものとする。
- 4 第2項の規定による申出をした参加者は、条例で定める特別な事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。
- 5 部分休業により勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務時間当たりの報酬額を減額して支給する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

招致外国青年任用規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第2条（略） （国際交流員の職務） 第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。 （1） 任用団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力、助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等） （2） 任用団体の国際経済交流関係事務の補助（地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等） （3） 任用団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力 （4） 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 （5） 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問__を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力 （6） その他所属長が必要と認める職務 第4条～第6条（略） 7条 参加者の報酬は、来日1年目については月額335,000円（年額402万円）、再任用された場合の2年目については月額345,000円（年額414万円）、3年目については月額355,000円（年額426万円）とし、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目については月額360,000円（年額432万円）とする。 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に	第1条～第2条（略） （国際交流員の職務） 第3条 国際交流員は、所属長の指示を受け、次の各号に掲げる職務を行う。 （1） 任用団体の国際交流関係事務の補助（外国語刊行物等の編集・翻訳・監修、国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力、助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等） （2） 任用団体の国際経済交流関係事務の補助（地域産品の海外販路拡大や外国人観光客の誘致などの国際経済交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等） （3） <u>任用団体の多文化共生関係事務の補助（外国人住民の生活支援事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言等）</u> （4） 任用団体の職員、地域住民に対する語学指導への協力 （5） 地域の民間交流団体の事業活動に対する助言、参画 （6） 地域住民の異文化理解のための交流活動（学校訪問、部活動や地域クラブ活動を含む）及び外国人住民の生活支援活動への協力 （7） その他所属長が必要と認める職務 第4条～第6条（略） 7条 参加者の報酬は、来日1年目については月額335,000円（年額402万円）、再任用された場合の2年目については月額345,000円（年額414万円）、3年目については月額355,000円（年額426万円）とし、特に優れた者として2回を超えて再任用された場合の4年目及び5年目については月額360,000円（年額432万円）とする。 2 報酬の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が休日又は勤務を要しない日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日又は勤務を要しない日でない日とする。 3 参加者の勤務が月の中途から開始し、又は月の中途で終了したときは、当該月にかかる報酬の額は、その支給対象となる期間の現日数から第10条第2項及び第3項に

改正前	改正後
規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。	規定する勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算により算出する。
4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。	4 報酬の時間割の計算に当たっては、報酬の月額に12を乗じ、その額を第10条第1項で規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額を1時間当たりの額とする。
第8条～第12条（略） （病気休暇）	第8条～第12条（略） （病気休暇）
第13条 病気休暇の期間は、病気又は負傷のため勤務しないことがやむを得ないと認められる必要最小限の期間とする。	第13条 参加者が負傷又は疾病のために療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合は、病気休暇を取得することができる。
2 病気休暇はその開始の日から起算して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。以下この項の日数において同じ。）を越えることができない。病気休暇を承認された期間（第26条第2項第1号に定める休職期間を含む。）と期間の間が7日に満たないときは、それらの2の期間は連続するものとみなす。	2 病気休暇の取得期間は1の年度において10日の範囲内の期間とする。
3 病気休暇は有給とする。 （特別休暇）	3 病気休暇は有給とする。 （特別休暇）
第14条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。	第14条 特別休暇は次の各号に掲げる場合とし、その期間は、当該各号に掲げる期間とする。
（1） 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間	（1） 父母、配偶者等が死亡した場合 父母、配偶者、子が死亡した場合は、連続する10日の範囲内の期間。兄弟姉妹、祖父母が死亡した場合は、連続する5日の範囲内の期間
（2） 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間	（2） 参加者本人が結婚する場合 連続する5日の範囲内の期間
（3） 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ町が必要と認める期間	（3） 不可抗力の災害により自己の住居が損壊した場合 被害の程度に応じ町が必要と認める期間
（4） 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間	（4） 通勤に要する交通機関の事故等による交通途絶の場合 当該交通途絶が解消するまでの期間
（5） 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する	（5） 参加者が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 任期中において5日（当該通院等が体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間
	（6） 女子の参加者が6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する

改正前	改正後
る予定である場合 出産の日までの届け出た期間 (6) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。 (7) 女子の参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間） (8) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日 (9) 小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する参加	る予定である場合 出産の日までの届け出た期間 (7) 女子の参加者が出産した場合 出産の日の翌日から8週間を経過するまでの日。ただし、産後6週間を経過した女子の参加者が就業を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。 (8) 参加者が妻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。次号において同じ。）の出産に伴い勤務しないことが相当であると認められる場合 妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間を経過する日までの期間内における2日の範囲内の期間 (9) 参加者の妻が出産する場合であつてその出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日以後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する参加者が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合 当該期間内における5日の範囲内の期間 (10) 参加者が生後1年に達しない子の育児を行う場合 1日2回それぞれ30分以内の期間（男子の参加者にあつては、その子の当該参加者以外の親が当該参加者がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法（昭和22年法律第49号）第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回の期間を差し引いた期間を超えない期間） (11) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（配偶者の子を含む。）を養育する参加者が、その子の看護等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 5日（その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が複数の場合にあつては、10日）の範囲内の期間 (12) 女子の参加者が生理日の就業が著しく困難な場合 届け出た生理日 (13) 女子の参加者が母子健康法（昭和40年法律第141号）第10条の規定による保健指導又は同法第13条の規定による健康診査に基づく指導事項を守るため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合 必要と認められる期間

改正前	改正後
<u>者が、その子の看護をするため勤務しないことが相当であると認められる場合 5 日の範囲内の期間（養育する子が複数の場合にあつては10日とする。）</u> (10) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において、5 日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間 (11) <u>引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93 日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）</u>参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合通算して93日の範囲内において必要と認められる期間 (12) <u>引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93 日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）</u>参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 (13) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しな	(14) 参加者が、その配偶者、父母、子、配偶者の父母その他町の規則で定めるもので負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）の介護、要介護者の通院等の付添い、介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行及びその他の要介護者の必要な世話をを行うために勤務しないことが相当であると認められる場合一の年度において、5 日（要介護者が複数の場合にあつては、10日とする。）以内で必要と認められる期間 (15) <u>引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93 日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）</u>参加者が、要介護者を介護するため、勤務しないことが相当であると認められる場合通算して93日の範囲内において必要と認められる期間 (16) <u>引き続き在職した期間が 1 年以上であり、かつ、介護休暇開始予定日から93 日を経過する日の翌日以降も引き続き在職が見込まれる（93 日を経過する日から 1 年を経過する日までの間に任期が満了し、かつ更新がないことが明らかであるものを除く）</u>参加者が、要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一つの継続する状態ごとに、連続する 3 年の期間（当該要介護者に係る前号の期間と重複する期間を除く）内において 1 日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合 1 日につき 2 時間を超えない範囲内で必要と認められる時間 (17) <u>参加者が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は提供に伴う必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき</u> 必要と認められる期間 (18) 妊産婦である女子の参加者が、母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受けるため勤務しな

改正前	改正後
いことがやむを得ないと認められる場合妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間	いことがやむを得ないと認められる場合妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から満35週までは2週間に1回、妊娠満36週から出産までは1週間に1回、産後1年まではその間に1回（医師等の特別の指示があった場合には、いずれの期間についてもその指示された回数）について、それぞれ、1日の正規の勤務時間等の範囲内で必要と認められる時間
(14) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間	(19) 妊娠中の女子の参加者の業務が母体又は胎児の健康維持に影響があると認める場合 適宜休憩し、又は補食するために必要と認められる期間 (20) 妊娠中の女子の参加者が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が、母体又は胎児の健康保持に影響があると認める場合正規の勤務時間等の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要とされる時間 (21) 6月以上の継続勤務をしている参加者が、人間ドックを受けるため勤務しないことが相当であると認められる場合 1日（交通機関の状況から、参加者が人間ドックを受けるためには人間ドックが行われる日又はその前日に宿泊することが必要であると認められる場合にあっては、1日に宿泊のため必要と認められる日数を加えた日数）の範囲内で必要と認められる時間 (22) 参加者が盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年の6月から10月までの期間内における、勤務時間が割り振られていない日を除いて5日の範囲内の期間
(15) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間 2 前項第1号から第4号まで及び第15号 の特別休暇は有給とし、第5号 から第14号までの特別休暇は無給とする。 (育児休業)	(23) その他所属長が特に必要と認めた場合 所属長が必要と認める期間 2 前項第1号から第9号まで及び第11号、第18号から第23号の特別休暇は有給とし、第10号及び第12号から第17号までの特別休暇は無給とする。 (育児休業)
第14条の2 次の各号のいずれにも該当する参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する日から1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、職員の育児休業等に関する条例に定める日まで、育児休業をすることができる。	第14条の2 職員の育児休業等に関する条例（以下、育休条例という。）の定めるところにより、養育する子が1歳6か月に達する日（育休条例の規定により当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度の任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない参加者は、任命権者の承認を受けて、その子を養育するため、当該子の養育の事情に応じ、1歳に達する

改正前	改正後
(1) <u>引き続き在職した期間が1年以上である者</u> (2) <u>その養育する子が1歳6か月に達する日（当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合として条例で定める場合に該当するときは、2歳に達する日）までに、その任期（再度任用される場合にあっては、再度任用後のもの）が満了すること及び引き続き任用されないことが明らかでない者</u> 2 育児休業期間中は、無給とする。	<u>日から1歳6か月に達する日（育休条例の規定により当該子の養育の事情を考慮して特に必要と認められる場合に該当するときは、2歳に達する日）までの間で、育休条例の定める日まで、育児休業することができる。ただし、当該子について、既に2回の育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしたことがあるときは、育休条例で定める特別の事情がある場合を除き、この限りではない。</u> (1) <u>子の出生の日から8週間を経過する日までの期間内に、参加者が当該子についてする（次号に掲げる育児休業を除く。）のうち最初のものと及び2回目のもの</u> (2) <u>参加者が任期の末日を育児休業の期間の末日としてする育児休業（当該参加者が、任期を更新され、又は任期の満了後引き続いて任命権者を同じくする職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をする場合に限る。）</u> 2 育児休業期間中は、無給とする。 <u>（部分休業）</u> <u>第15条 任命権者は、条例の定めるところにより、参加者が請求した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該参加者がその小学校就学の始期に達するまでその子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一部について勤務しないこと（以下、部分休業という。）を承認することができる。</u> 2 <u>前項の規定による部分休業の請求をしようとする参加者は、条例で定める1年の期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該機関における部分休業を請求するかを任命権者に申し出るものとする。</u> (1) <u>1日につき、参加者について定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内（当該参加者が、第14条第1項第10号に規定する休暇（以下、保育時間という。）又は同項第16号に規定する休暇（以下、介護時間という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内かつ2時間から保育時間又は介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内）</u> (2) <u>1年につき、参加者の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間を基準として条例で定める時間を超えない範囲内</u>

改正前	改正後
第6章 服務 (職務命令に従う義務) 第15条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 (人事評価) 第16条 町は参加者の執行について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。 (職務専念義務) 第17条 参加者は、本文書に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。 (信用失墜行為の禁止) 第18条 参加者は、町及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 (守秘義務) 第19条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。 (政治的行為の制限) 第20条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。 (争議行為等の禁止) 第21条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。 (ハラスメントの禁止) 第22条 参加者は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラ	3 前項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業は30分、第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業は1時間を単位として取得できるものとする。 4 第2項の規定による申出をした参加者は、条例で定める特別な事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 5 部分休業により勤務しない1時間につき、第7条に規定する勤務時間当たりの報酬額を減額して支給する。 第6章 服務 (職務命令に従う義務) 第16条 参加者は、その職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。 (人事評価) 第17条 町は参加者の執行について、別に定める要領に基づき人事評価を行うものとする。 (職務専念義務) 第18条 参加者は、本文書に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければならない。 (信用失墜行為の禁止) 第19条 参加者は、町及び語学指導等を行う外国青年招致事業の信用を傷つけるような行為をしてはならない。 (守秘義務) 第20条 参加者は、職務を遂行するに当たって知り得た秘密をもらしてはならない。退職した後も、また同様とする。 (政治的行為の制限) 第21条 参加者は、地方公務員法が禁止する政治的行為を行ってはならない。 (争議行為等の禁止) 第22条 参加者は、同盟罷業、怠業その他の地方公務員法が禁止する争議行為をしてはならない。 (ハラスメントの禁止) 第23条 参加者は、セクシャルハラスメントや妊娠・出産・育児休業等に関するハラ

改正前	改正後
スメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快を与え、就業環境を害してはならない。 （営利企業への従事等の制限） 第23条 参加者は、J E Tプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。 2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。 （宗教活動の制限） 第24条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。 （自動車等の運転の制限） 第25条 参加者は、自宅から教育委員会事務局又は矢吹中学校への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。 （免職、休職等） 第26条 町は、参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。 （1） 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 （2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 （3） 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 （4） 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 2 町は、参加者が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。 （1） 第14条第1項第5号及び第6号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第29条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。次項_____の日数において同じ。）を超える場合 （2） 刑事事件に関し起訴された場合	スメント、パワーハラスメントを疑われる言動によって他の職員に不快を与え、就業環境を害してはならない。 （営利企業への従事等の制限） 第24条 参加者は、J E Tプログラムの目的を十分理解した上で、その職務に専念するものとし、営利企業を営むことを目的とする会社の役員を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事することのないよう努めなければならない。 2 参加者は、前項のいずれかの行為を行う場合又は組織の役員となる場合は、事前に所属長に届けなければならない。 （宗教活動の制限） 第25条 参加者は、その勤務に関して、宗教活動を行ってはならない。 （自動車等の運転の制限） 第26条 参加者は、自宅から任用団体が指定する勤務場所_____への通勤のためにする場合を除き、所属長の許可を受けることなくその勤務のために自動車を運転してはならない。 （免職、休職等） 第27条 町は、参加者が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを免職することができる。 （1） 人事評価又は勤務の状況を示す事実を照らして、勤務実績がよくない場合 （2） 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合 （3） 前2号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合 （4） 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた場合 2 町は、参加者が次の各号の一に該当する場合においては、その意に反してこれを休職することができる。 （1） 第14条第1項第6号及び第7号に規定する場合を除く外、参加者が病気（第30条第1項の疾病を除く。）負傷その他やむを得ない理由により勤務できない日が連続して20日（勤務を要しない日及び休日を含む。第29条第2号の日数において同じ。）を超える場合 （2） 刑事事件に関し起訴された場合

改正前	改正後
3 参加者は、次の各号の1に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合 (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合 第7章 懲戒 (懲戒処分)	3 参加者は、次の各号の1に該当するに至ったときは、条例に特別の定めがある場合を除く外、その職を失う。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた場合 (2) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した場合 第7章 懲戒 (懲戒処分)
第27条 町は、参加者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。 (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。 (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。 (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。 (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。 (4) 懲戒免職予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。 (休職期間中の報酬)	第28条 町は、参加者に次の各号の一に該当する事由が生じた場合は、当該参加者に対し、戒告、減給、停職又は懲戒免職の処分をすることができる。 (1) 地方公務員法若しくは同法第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規定に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2 前項の各処分の意義及び効果は、次の各号に定めるところによる。 (1) 戒告 書面により当該行為を戒める。 (2) 減給 1回につき平均報酬の1日分の半額を減給し、当該行為を戒める。ただし、1月以内に2回以上減給する場合においても、その総額は1月における報酬の10分の1を上回らないものとする。 (3) 停職 7日以内の期間を定めて勤務を禁止するものとし、その間の報酬は支払わない。 (4) 懲戒免職予告期間を設けることなく即時に免職する。この場合において人事委員会の認定を受けたときは、労働基準法第20条に規定する手当を支給しない。 (休職期間中の報酬)
第28条 第26条2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。 (1) 第26条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。	第29条 第27条2項による休職の期間中の報酬の支給は、次の各号に定めるところによる。 (1) 第27条第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が職務による負傷又は職務による疾病である場合は、その休職の期間中、報酬から公務災害補償等によって得られる給付を差し引いた全額を支給する。

改正前	改正後
(2) <u>第26条</u>第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるものの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。 (3) <u>第26条</u>第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。 (勤務の禁止)	(2) <u>第27条</u>第2項第1号による休職のうち、勤務できない事由が前号に定めるものの以外の場合は、その休職の期間が当該休職に先行する勤務できない日の初日から起算して30日に達するまでは報酬の全額を支給し、30日を超え60日に達するまでは報酬の半額を支給し、60日を超えるときは報酬を支給しない。 (3) <u>第27条</u>第2項第2号による休職の場合は、その休職期間中は報酬の6割を支給する。 (勤務の禁止)
<u>第29条</u> 参加者が次の各号に掲げる伝染病の疾病その他の疾病にかかったときは、町は当該参加者を勤務させないものとする。 (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染の予防の措置をしていない者 (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者 (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者 2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、<u>第28条</u>の規定を準用する。 (休暇及び休職の手続)	<u>第30条</u> 参加者が次の各号に掲げる伝染病の疾病その他の疾病にかかったときは、町は当該参加者を勤務させないものとする。 (1) 病毒伝ばのおそれのある伝染性の疾病にかかって、伝染の予防の措置をしていない者 (2) 心臓、腎臓、肺等の疾病で、労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者 (3) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者 2 前項の場合において、その勤務しない期間中の報酬の支給については、<u>第29条</u>の規定を準用する。 (休暇及び休職の手続)
<u>第30条</u> 第13条第1項、第14条第1項第1号から第4号まで及び同項第9号から第14号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項<u>第15号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。 2 第14条第1項第5号から第8号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 3 病気又は負傷のため、連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることが	<u>第31条</u> 第13条第1項、第14条第1項第1号から第5号まで及び同項第8号から第22号の休暇を取得する場合は予定日数を、同項<u>第23号</u>の休暇を取得する場合は予定日数及び取得理由を、あらかじめ所属長に届け出て承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出て承認を得なければならない。 2 第14条第1項第6号及び第7号までの休暇を取得する場合は、予定日数をあらかじめ所属長に届け出なければならない。ただし、やむを得ない事由によりあらかじめ届け出ることができない場合は、その事由が止んだ後、速やかに届け出なければならない。 3 病気又は負傷のため、連続して3日を超える休暇を取得する場合及び休職の申請をする場合は、医師の診断書を所属長に提出しなければならない。この場合において、所属長は、必要と認めるときは、その指定する医師の診断を受けさせることが

改正前	改正後
ある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。 4 <u>第26条</u>第2項第2号による休職及び<u>第29条</u>第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。 第8章 公務災害補償等 (公務災害補償) <u>第31条</u> 参加者は公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和45年福島県市町村総合事務組合条例第16号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。 (公務外の災害補償) <u>第32条</u> 町は、海外旅行損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。	ある。また、3日以内の休暇を取得する場合であっても、所属長は必要と認めるときは、診断書等の提出を求めることができる。 4 <u>第27条</u>第2項第2号による休職及び<u>第30条</u>第1項による勤務禁止の原因となる事実が生じた場合は、当該参加者は速やかにその事実を所属長に届けなければならない。 第8章 公務災害補償等 (公務災害補償) <u>第32条</u> 参加者は公務上の災害（負傷、疾病、障害等又は死亡をいう。以下同じ。）又は通勤による災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）又は非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和45年福島県市町村総合事務組合条例第16号）の定めるところにより、これらの災害に対する補償を受けることができる。 (公務外の災害補償) <u>第33条</u> 町は、海外旅行損害保険契約の締結により、参加者が公務上の災害又は通勤による災害以外の災害を受けた場合における損害補償について配慮するものとする。 附 則 <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>

矢吹町教育委員会告示第18号

矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成要綱の一部を改正する
要綱を次のとおり定める。

令和8年6月26日

矢吹町教育委員会



矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成要綱（令和2年教委告示第28号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「4,900円」を「5,100円」に、同条第2項中「245円」を「255円」に改める。

様式第2号及び様式第4号中「245円」を「255円」に、「4,900円」を「5,100円」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正前	改正後
第1条～第3条 （略） （助成の範囲） 第4条 第3条第2項第1号及び第3号に規定する対象者に対して助成する副食費の額（以下「助成額」という。）は、対象となる児童が利用する保育所等が定める月額と<u>4,900円</u>を比較して低いほうの額とする。 2 第3条第2項第2号に規定する対象者に対する助成額は、対象となる児童が利用する保育所等へ支払った（又は支払うべき）当該月分の額と<u>245円</u>に当該月の給食実施日数（20日を超える場合は、20日）を乗じた額を比較して低いほうの額とする。 。（助成の方法） 第5条 （略） （助成の申請等） 第6条 保護者が前条に定める助成を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 （1） 副食費の支払を証明する書類 （2） 副食費助成申請額明細書（様式第2号） （3） その他町長が必要と認める書類 2 保育所等が副食費の代理受給を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（代理受給払）（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 （1） 副食費免除等報告書（様式第4号） （2） その他町長が必要と認める書類 3・4 （略） （不当利得の返還） 第7条・第8条 （略）	第1条～第3条 （略） （助成の範囲） 第4条 第3条第2項第1号及び第3号に規定する対象者に対して助成する副食費の額（以下「助成額」という。）は、対象となる児童が利用する保育所等が定める月額と<u>5,100円</u>を比較して低いほうの額とする。 2 第3条第2項第2号に規定する対象者に対する助成額は、対象となる児童が利用する保育所等へ支払った（又は支払うべき）当該月分の額と<u>255円</u>に当該月の給食実施日数（20日を超える場合は、20日）を乗じた額を比較して低いほうの額とする。 。（助成の方法） 第5条 （略） （助成の申請等） 第6条 保護者が前条に定める助成を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 （1） 副食費の支払を証明する書類 （2） 副食費助成申請額明細書（様式第2号） （3） その他町長が必要と認める書類 2 保育所等が副食費の代理受給を受けようとするときは、矢吹町教育・保育施設に係る副食費助成申請書兼請求書（代理受給払）（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。 （1） 副食費免除等報告書（様式第4号） （2） その他町長が必要と認める書類 3・4 （略） （不当利得の返還） 第7条・第8条 （略）

改正前	改正後																																																																																																																																																											
様式第 1 号 （略） 様式第 2 号（第 6 条関係）	様式第 1 号 （略） 様式第 2 号（第 6 条関係）																																																																																																																																																											
副食費助成申請額明細書	副食費助成申請額明細書																																																																																																																																																											
<table><tr><td>児童名</td><td></td></tr><tr><td>認定区分</td><td></td></tr><tr><td>利用保育所等</td><td></td></tr></table>	児童名		認定区分		利用保育所等		<table><tr><td>児童名</td><td></td></tr><tr><td>認定区分</td><td></td></tr><tr><td>利用保育所等</td><td></td></tr></table>	児童名		認定区分		利用保育所等																																																																																																																																																
児童名																																																																																																																																																												
認定区分																																																																																																																																																												
利用保育所等																																																																																																																																																												
児童名																																																																																																																																																												
認定区分																																																																																																																																																												
利用保育所等																																																																																																																																																												
<table><tr><th>対象月</th><th>給食実施 日数 (A)</th><th>自己負担額 (B)</th><th>助成基準額 (C)</th><th>申請額 (D)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	対象月	給食実施 日数 (A)	自己負担額 (B)	助成基準額 (C)	申請額 (D)																																																																		合計					<table><tr><th>対象月</th><th>給食実施 日数 (A)</th><th>自己負担額 (B)</th><th>助成基準額 (C)</th><th>申請額 (D)</th></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>	対象月	給食実施 日数 (A)	自己負担額 (B)	助成基準額 (C)	申請額 (D)																																																																							合計				
対象月	給食実施 日数 (A)	自己負担額 (B)	助成基準額 (C)	申請額 (D)																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																												
対象月	給食実施 日数 (A)	自己負担額 (B)	助成基準額 (C)	申請額 (D)																																																																																																																																																								
合計																																																																																																																																																												
備考 1. (A)欄は、子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 号に該当する児童(以下「1 号認定」という。)のみ記載すること。 2. (C)欄は、1 号認定の場合、「2 4 5 円」に給食実施日数（2 0 日を超える場合は 2 0 日）を乗じた額」を、1 号認定以外の場合は「4, 9 0 0 円」と記載すること。 3. (D)欄は、(B)欄と(C)欄を比較して低いほうの額を記載すること。	備考 1. (A)欄は、子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 号に該当する児童(以下「1 号認定」という。)のみ記載すること。 2. (C)欄は、1 号認定の場合、「2 5 5 円」に給食実施日数（2 0 日を超える場合は 2 0 日）を乗じた額」を、1 号認定以外の場合は「5, 1 0 0 円」と記載すること。 3. (D)欄は、(B)欄と(C)欄を比較して低いほうの額を記載すること。																																																																																																																																																											

改正前				改正後			
様式第 3 号 （略） 様式第 4 号（第 6 条関係）				様式第 3 号 （略） 様式第 4 号（第 6 条関係）			
副食費免除等報告書 (年 月 から 年 月 分) 施設名： _____				副食費免除等報告書 (年 月 から 年 月 分) 施設名： _____			
対象月	認定 区分	対象人数 (a)	給食実施 日数 (b)	1人あたり副食費 (c)	1人あたり免除額 (d)	当該月の 免除額合計 (e)	
助成申請額合計				助成申請額合計			
備考 ・ (a) 欄は国基準の副食費徴収免除対象者を除いた 3 歳児から 5 歳児までの人数を記載する。 ・ (b) 欄は子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 号に該当する児童(以下「1 号認定」という。)のみ 記載する。 ・ (c) 欄は保育所等が定める月額を記載する。 ・ (d) 欄は 1 号認定の場合は「2 4 5 円」に給食実施日数（2 0 日を超える場合は 2 0 日）を乗じた額」 を、1 号認定以外の場合は「4, 9 0 0 円」と「(c)」を比較し、低いほうの額を記載する。 ・ (e) 欄は (d) に (a) を乗じた金額を記載する。 ・ 助成申請額合計は (e) の合計を記載する。				備考 ・ (a) 欄は国基準の副食費徴収免除対象者を除いた 3 歳児から 5 歳児までの人数を記載する。 ・ (b) 欄は子ども・子育て支援法第 1 9 条第 1 号に該当する児童(以下「1 号認定」という。)のみ 記載する。 ・ (c) 欄は保育所等が定める月額を記載する。 ・ (d) 欄は 1 号認定の場合は「2 5 5 円」に給食実施日数（2 0 日を超える場合は 2 0 日）を乗じた額」 を、1 号認定以外の場合は「5, 1 0 0 円」と「(c)」を比較し、低いほうの額を記載する。 ・ (e) 欄は (d) に (a) を乗じた金額を記載する。 ・ 助成申請額合計は (e) の合計を記載する。			

改正前	改正後
様式第 5 号 （略）	様式第 5 号 （略） <u>附 則</u> <u>この要綱は、告示の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。</u>

教育委員会告示第 19 号

矢吹町部活動地域展開推進協議会設置要綱を別紙のとおり定める。

令和 8 年 6 月 26 日

矢吹町教育委員会



矢吹町部活動地域展開推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 矢吹町立小・中学校における部活動の地域展開について協議するため、矢吹町部活動地域展開推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 部活動の地域展開推進に必要な事項に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会の委員は17名以内とし、別表に掲げる団体等から選出し組織する。

- 2 委員は、別表に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を各1人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は会長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い、新たに委嘱された委員による最初の会議は、教育長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、業務を遂行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、教育委員会事務局生涯学習課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行する。

(矢吹町部活動の地域移行に関する推進協議会設置要綱の廃止)

2 矢吹町部活動の地域移行に関する推進協議会設置要綱（令和5年矢吹町教委告示第25号）は、廃止する。

別表

1	矢吹町立中学校長	1名
2	矢吹町立小学校長	2名以内
3	矢吹町スポーツ関係団体	2名以内
4	矢吹町スポーツ振興審議会	1名
5	矢吹町スポーツ少年団	1名
6	矢吹町文化活動団体	1名
7	矢吹町地域学校協働活動推進員	1名
8	矢吹町立中学校の生徒の保護者	1名
9	矢吹町立小学校の児童の保護者	2名以内
10	識見を有する者	1名
11	その他教育委員会が必要と認める者	4名以内

計 17名以内

矢吹町教育委員会告示第20号

矢吹町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定める。

令和8年6月26日提出

矢吹町教育委員会



第1条中「産後に心身の不調や育児不安等を抱える母子（以下「母子等」という。）を対象に、助産所又は医療機関（以下「助産所等」という。）に宿泊又は日帰り（以下「宿泊等」という。）で利用させ、母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、心身の安定・育児不安の軽減につなげるための」を「産後の母子（以下「母子等」という。）に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する矢吹町」に改める。

第2条に次の1号を加える。

（4）町長が特別な事由があると認める者。

第3条を次のように改める。

（実施主体等）

第3条 事業の実施主体は矢吹町（以下「町」という。）とする。
ただし、事業を委託することにより適切な事業運営が確保できると認められるときは、次に掲げる機関等（以下「受託機関」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。

（1） 一般社団法人福島県医師会（以下「県医師会」という。）
（2） 一般社団法人福島県助産師会（以下「県助産師会」という。）

(3) その他町長が特に必要と認めた事業者

2 前項ただし書きの規定により、事業の委託を受けた受託機関は、次に掲げる事業者（以下「実施事業者」という。）を通じて事業を実施するものとする。

(1) 産後ケア事業を実施する医療機関で、県医師会が指定するもの

(2) 産後ケア事業を実施する助産所又は助産師で、県助産師会が指定するもの

(3) 町長が特に産後ケア事業を実施することが適当であると認めた医療機関、助産所又は助産師

第4条の見出しを「(実施事業者の責務)」に改め、同条中「受託機関」を「実施事業者」に改める。

第5条に次の1号を加える。

(3) 訪問ケア（アウトリーチ型）事業 母子等の自宅へ訪問し、保健指導を行う事業

第6条中「受託機関」を「実施事業者」に改める。

第8条第2項中「受託機関に宿泊等をした後に行うことができる。」を「口頭その他の方法により申請を行い、利用後速やかに当該申請書を提出するものとする。」に改める。

第9条第2項第2号及び第3項中「受託機関」を「実施事業者」に改める。

第12条の見出しを「(利用者負担額)」に改め、同条第1項及び第3項中「受託機関」を「実施事業者」に改める。

第13条中「受託機関」の前に「実施事業者又は」を加える。

第14条中「受託機関」の前に「実施事業者又は」を加え、同条中「産後ケア事業個別利用状況報告書（第9号様式）及び産後ケア事業実施報告書（第10号様式）」を「産後ケア事業実施報告書（第9号様式）」に改める。

第15条中「受託機関」の前に「実施事業者又は」を加える。

第 1 6 条を第 1 9 条とし、第 1 5 条の次に次の 3 条を加える。

（産婦に係る実施事業者との連携）

第 1 6 条 町と実施事業者は、産後うつの予防や新生児への虐待
予防を図るため、必要に応じて連携を行うものとする。

（研修の実施）

第 1 7 条 実施事業者は、本事業に従事する職員に対し、必要な
研修を実施又は受講させ、資質向上に努めるものとする。

（様式の特例）

第 1 8 条 県医師会及び県助産師会を受託機関とする場合は、こ
の要綱に規定する様式にかかわらず、福島県が別に定める様式
によることができる。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

産後ケア事業利用申請書

矢吹町長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

次のとおり産後ケア事業を利用したいので申請します。

利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	（〒 - ） （電話）		
	ふりがな 児の氏名	（男・女） （第 子）	児の 生年月日	年 月 日
	出産 医療機関		妊娠週数	週 日
			出生体重	g
世帯 区分 (当てはまるものに ○)	1. 町民税課税世帯	2. 町民税非課税世帯		3. 生活保護世帯
		(同意欄) ※同意の場合 ☒ ・矢吹町が審査に必要な範囲で町民税情報について調査・閲覧することに同意します。 ☐ ・税情報の確認ができなかった場合には、証明できる書類を提出することに同意します。 ☐		・生活保護を受給していることが分かる書類を提示してください。
利用内容				
利用希望の事業に ☒ してください		利用希望期間		利用を希望する助産所等
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
利用する理由（複数選択可） 1. 休息のため 2. 授乳の相談 3. 育児面の相談 4. 児の発育の相談 5. 家族が不在期間のため 6. その他（ ）				
(情報提供に関する同意) ※同意の場合 ☒ ・申請書内容及び産後ケア利用に必要な情報を助産所等に情報提供することに同意します。 ☐ ・産後ケアの利用状況について、助産所等から町へ情報提供することに同意します。 ☐				

※町記入欄

申請受付日	年 月 日	課税区分	課税 ・ 非課税 ・ 生活保護	
		決定日	年 月 日	承認 ・ 不承認

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

産後ケア事業利用承認通知書

様

矢吹町長

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり承認します。

利用者	母の氏名		
	住所	(〒 -) (電話)	
世帯の区分		利用者負担額 (あり ・ なし)	
利用内容			
事業の種類 (利用する事業)		利用期間	利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (~ 年 月 日) 合計 日間	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (~ 年 月 日) 合計 日間	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (~ 年 月 日) 合計 日間	
利用する理由			
利用遵守事項		・ 利用中は、利用施設の規則を遵守してください。 ・ 食事代は、利用施設に直接お支払いください。 ・ 利用を延期または中止する場合は、速やかに利用施設と、下記までにご連絡ください。 ・ キャンセル料が発生した場合、その実費は利用施設に直接お支払いください。 ・ 矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。	

【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】

課 係
電話

第 4 号様式を次のように改める。

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

産後ケア事業委託通知書

様

矢吹町長

標記の件について、利用を決定しましたので、下記により産後ケアを委託します。

利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	（〒 ） （電話）		
	ふりがな 児の氏名	（男・女） （第 子）	児の 生年月日	年 月 日
	出産 医療機関		妊娠週数	週 日
			出生体重	g
世帯の区分		利用者負担額（ あり ・ なし ）		
利用内容				
事業の種類		利用希望期間		利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア （ ☐ 1日 ☐ 半日）		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア （ ☐ 1日 ☐ 半日）		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア （ ☐ 1日 ☐ 半日）		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間		
利用する理由				
1日当たりの助成額				
特記事項				

第 5 号様式を次のように改める。

第 5 号様式（第 1 0 条関係）

年 月 日

産後ケア事業利用変更申請書

矢吹町長 様

申請者 住 所

氏 名

連絡先（電話）

次のとおり産後ケア事業利用の変更をしたいので申請します。

利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	（〒 ） （電話）		
変更事項		1 事業の種類 2 利用期間 3 利用施設等		
事業の種類		変更前		変更後
		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア
		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間
		利用施設名		利用施設名
		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア
		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間
		利用施設名		利用施設名
		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア		宿泊ケア・日帰りケア・訪問ケア
		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間
利用施設名		利用施設名		
変更理由				
（情報提供等に関する同意） ※同意する場合、 ☒ を入れてください。 申請書内容及び産後ケア利用に必要な情報を利用施設等に情報提供することに同意します。 ☐ また、産後ケアの利用状況について、利用施設等から町へ情報提供することに同意します。 ☐				

※以下の欄は町が記載します。

申請受付 年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日	承認 ・ 不承認
-------------	-------	-------	-------	----------

様式第 6 号を次のように改める。

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

年 月 日

産後ケア事業利用変更承認通知書

様

矢吹町長

年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用変更について、次のとおり承認します。

利用者	母の氏名		
	住所	(〒 -) (電話)	
利用変更内容			
事業の種類 (利用する事業)		利用期間	利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1 日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1 日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1 日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間	
利用する理由			
利用遵守事項		・ 利用中は、利用施設の規則を遵守してください。 ・ 食事代は、利用施設に直接お支払いください。 ・ 利用を延期または中止する場合は、速やかに利用施設と、下記までにご連絡ください。 ・ キャンセル料が発生した場合、その実費は利用施設に直接お支払いください。 ・ 矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。	

【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】

課 係
電話

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 1 3 条関係）

産後ケア事業委託料請求書

年 月 日

矢吹町長 様

所在地

名称

代表者職・氏名

担当者：

（電話 ）

年 月分 産後ケア事業委託料について、下記のとおり請求します。

記

金 円也

振 込 口 座			
金融 機関名	銀行・金庫・組合		支店名
種 別	1 普通 2 当座	口座番号	
口座名義人 (フリガナ)			

第 9 号様式を次のように改める。

第 9 号様式（第 1 4 条関係）

産後ケア事業実施報告書（ 年 月）				
承認番号			(ふりがな) 利用者氏名	(歳)
(ふりがな) 利用児氏名	第 子 男・女	児生年月日 月 日	年 月 日生 か月 日	
現住所	(自宅・実家・その他())			
住民票の住所				
連絡先				
サービス利用日	☐ 宿泊型 (年 月 日～ 年 月 日(泊 日) ☐ デイサービス型 (年 月 日 : ~ :) ☐ 訪問型 (年 月 日 : ~ :)			
利用目的 主訴	☐ 心身状態の回復 ☐ 授乳介助(乳房ケア含む) ☐ 育児手技の習得 ☐ その他()			
保健指導の内容	☐ 母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 ☐ 乳房ケアや授乳方法指導 ☐ 乳児の沐浴、発育・発達チェック、体重・排泄、栄養のチェック、スキンケア等の育児方法の指導 (体重 g) ☐ 育児相談 ☐ 母親の心理的ケア ☐ 生活の相談、支援 ☐ その他、必要とする保健指導 []			
実施結果・所見				
市町村への 連絡事項	☐ フォロー不要 ☐ フォロー必要⇒ ☐ 医療機関等で継続支援 ☐ 市町村からの支援 ※該当するものに○をつけてください。 発達発育・訴えが多い・不安が強い・養育態度・養育環境・理解力不安 その他()			
医療機関等名			担当者	

※この様式は、利用ごとに作成し、提出してください。

第 1 0 号様式を削る。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日より適用する。

矢吹町産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この要綱は、子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、<u>産後に心身の不調や育児不安等を抱える母子（以下「母子等」という。）を対象に、助産所又は医療機関（以下「助産所等」という。）に宿泊又は日帰り（以下「宿泊等」という。）で利用させ、母親の心身のケアや育児のサポートをすることにより、心身の安定・育児不安の軽減につなげるための産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> (事業の対象者) 第2条 事業の対象となる者は、町内に住所を有し、原則として出産から1年以内の母子等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、出産に係る入院中の者及び医療的処置が必要な者を除く。 (1) 産褥期の身体的機能の回復について不安を持ち、保健指導を必要とする者 (2) 育児不安が強く、保健指導を必要とする者 (3) その他産後の経過に応じた休養、栄養管理等日常生活面について、保健指導を必要とする者 (事業の委託) 第3条 事業は、町長が適当と認める助産所等（以下「受託機関」という。）に委託して行うものとする。	(趣旨) 第1条 この要綱は、子どもを産み育てやすい環境の整備を図るため、<u>産後の母子（以下「母子等」という。）に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援する矢吹町</u> 産後ケア事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。 (事業の対象者) 第2条 事業の対象となる者は、町内に住所を有し、原則として出産から1年以内の母子等のうち、次に掲げるいずれかに該当するものとする。ただし、出産に係る入院中の者及び医療的処置が必要な者を除く。 (1) 産褥期の身体的機能の回復について不安を持ち、保健指導を必要とする者 (2) 育児不安が強く、保健指導を必要とする者 (3) その他産後の経過に応じた休養、栄養管理等日常生活面について、保健指導を必要とする者 (4) <u>町長が特別な事由があると認める者</u> (実施主体等) 第3条 事業の実施主体は矢吹町（以下「町」という。）とする。ただし、事業を委託することにより適切な事業運営が確保できると認められるときは、次に掲げる機関等（以下「受託機関」という。）に事業の全部又は一部を委託することができる。 ○ (1) <u>一般社団法人福島県医師会（以下「県医師会」という。）</u> (2) <u>一般社団法人福島県助産師会（以下「助産師会」という。）</u> (3) <u>その他町長が特に必要と認めた事業者</u> 2 前項ただし書きの規定により、事業の委託を受けた受託機関は、次に掲げる事業者（以下「実施事業者」という。）を通じて事業を実施するものとする。

改正前	改正後
<u>（受託機関の責務）</u> 第4条 <u>受託機関</u> は、母子等が当該施設に滞在中、日常生活に近い環境で保健指導を受けられるよう努めるものとする。 （事業の種別） 第5条 事業の種別は、次に掲げるとおりとする。 （1） 産後宿泊ケア事業 母子等を受託機関に宿泊させ、保健指導を実施する事業 （2） 産後日帰りケア事業 母子等を受託機関に日帰りで利用させ、保健指導を実施する事業 （保健指導の内容） 第6条 <u>受託機関</u> が行う保健指導の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 母子等の健康管理及び生活面の指導に関すること （2） 乳房管理に関すること （3） もく浴や授乳等育児指導に関すること （4） その他必要とする保健指導に関すること 第7条 （略） （利用の申請） 第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、産後ケア事業利用申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。 2 前項に規定する利用の申請は、事業を利用しようとする前に行うものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、<u>受託機関に宿泊等をした後に行うことができる。</u> （利用の決定）	<u>（1） 産後ケア事業を実施する医療機関で、県医師会が指定するもの</u> <u>（2） 産後ケア事業を実施する助産所又は助産師で、県助産師会が指定するもの</u> <u>（3） 町長が特に産後ケア事業を実施することが適当であると認めた医療機関、助産所又は助産師</u> <u>（実施事業者の責務）</u> 第4条 <u>実施事業者</u>は、母子等が当該施設に滞在中、日常生活に近い環境で保健指導を受けられるよう努めるものとする。 （事業の種別） 第5条 事業の種別は、次に掲げるとおりとする。 （1） 産後宿泊ケア事業 母子等を受託機関に宿泊させ、保健指導を実施する事業 （2） 産後日帰りケア事業 母子等を受託機関に日帰りで利用させ、保健指導を実施する事業 <u>（3） 訪問ケア（アウトリーチ型）事業 母子等の自宅へ訪問し、保健指導を行う事業</u> （保健指導の内容） 第6条 <u>実施事業者</u>が行う保健指導の内容は、次に掲げるとおりとする。 （1） 母子等の健康管理及び生活面の指導に関すること （2） 乳房管理に関すること （3） もく浴や授乳等育児指導に関すること （4） その他必要とする保健指導に関すること 第7条 （略） （利用の申請） 第8条 事業を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、産後ケア事業利用申請書（第1号様式）を町長に提出するものとする。 2 前項に規定する利用の申請は、事業を利用しようとする前に行うものとする。ただし、町長がやむを得ない事情があると認める場合は、<u>口頭その他の方法により申請を行い、利用後速やかに当該申請書を提出するものとする。</u> （利用の決定）

改正前	改正後
第9条 町長は前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承諾しない。 (1) 申請者が第2条に規定する対象者であると認められないとき (2) <u>受託機関</u> のベッドが満床であるとき 3 町長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに産後ケア事業利用承認通知書（第2号様式）又は産後ケア事業利用不承認通知書（第3号様式）によりその利用の可否について、申請者に通知するものとし、受託機関に産後ケア事業委託通知書（第4号様式）を通知するものとする。 第10条・第11条 （略） <u>（利用料）</u> 第12条 利用者は、利用に際し自己負担として、食事代を直接<u>受託機関</u> に支払うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、町長は、次に掲げる者の利用者負担額を免除することができる。 (1) 生活保護受給世帯に属する者 (2) 町民税非課税世帯に属する者 3 利用の変更または中止によりキャンセル料が発生する場合にあっては、利用者が直接<u>受託機関</u> にキャンセル料を支払うものとする。 （請求） 第13条 _____<u>受託機関は、産後ケア事業委託料請求書（第8号様式）により町長へ請求するものとする。</u> （実施報告） 第14条 _____<u>受託機関は、事業を実施した月の翌月の10日までに、当該月分の事業の実施状況について、産後ケア事業個別利用状況報告書（第9号様式）及び産後ケア事業実施報告書（第10号様式）を町長に提出するものとする。</u> （記録の整備） 第15条 _____<u>受託機関は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。</u>	第9条 町長は前条第1項に規定する申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、利用の可否を決定するものとする。 2 次の各号のいずれかに該当するときは、事業の利用を承諾しない。 (1) 申請者が第2条に規定する対象者であると認められないとき (2) <u>実施事業者</u>のベッドが満床であるとき 3 町長は、第1項の決定を行ったときは、速やかに産後ケア事業利用承認通知書（第2号様式）又は産後ケア事業利用不承認通知書（第3号様式）によりその利用の可否について、申請者に通知するものとし、受託機関に産後ケア事業委託通知書（第4号様式）を通知するものとする。 第10条・第11条 （略） <u>（利用者負担額）</u> 第12条 利用者は、利用に際し自己負担として、食事代を直接<u>実施事業者</u>に支払うものとする。 2 前項の規定にかかわらず、町長は、次に掲げる者の利用者負担額を免除することができる。 (1) 生活保護受給世帯に属する者 (2) 町民税非課税世帯に属する者 3 利用の変更または中止によりキャンセル料が発生する場合にあっては、利用者が直接<u>実施事業者</u>にキャンセル料を支払うものとする。 （請求） 第13条 <u>実施事業者又は受託機関は、産後ケア事業委託料請求書（第8号様式）により町長へ請求するものとする。</u> （実施報告） 第14条 <u>実施事業者又は受託機関は、事業を実施した月の翌月の10日までに、当該月分の事業の実施状況について、産後ケア事業実施報告書（第9号様式）</u> _____を町長に提出するものとする。 （記録の整備） 第15条 <u>実施事業者又は受託機関は、事業に関する事項を記録し、実施年度の翌年度から起算して5年間保存しておくものとする。</u> <u>（産婦に係る実施事業者との連携）</u>

改正前	改正後
	第16条 町と実施事業者は、産後うつ予防や新生児への虐待予防を図るため、必要に応じて連携を行うものとする。 (研修の実施)
	第17条 実施事業者は、本事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質向上に努めるものとする。 (様式の特例)
	第18条 県医師会及び県助産師会を受託機関とする場合は、この要綱に規定する様式にかかわらず、福島県が別に定める様式によることができる。 (補則)
(補則) 第16条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。	第19条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

改正前				改正後			
第1号様式（第8条関係）				第1号様式（第8条関係）			
年 月 日				年 月 日			
産後ケア事業利用申請書				産後ケア事業利用申請書			
矢吹町長 様				矢吹町長 様			
申請者 住 所				申請者 住 所			
氏 名				氏 名			
連絡先（電話）				連絡先（電話）			
次のとおり産後ケア事業を利用したいので申請します。				次のとおり産後ケア事業を利用したいので申請します。			
利用者	ふりがな 母の氏名			母の 生年月日	年 月 日（ 歳）		
	住所	(〒 -)		(電話)			
	ふりがな 児の氏名	(男・女) (第 子)	児の 生年月日	年 月 日			
	出産 医療機関			妊娠週数	週 日		
			出生体重	g			
世帯 区分 (当ては まるもの に○)	1. 町民税課税世帯	2. 町民税非課税世帯		3. 生活保護世帯			
		(同意欄)※同意の場合☑ ・矢吹町が審査に必要な範囲で町民税情報について調査・閲覧することに同意します。 □ ・税情報の確認ができなかった場合には、証明できる書類を提出することに同意します。 □		・生活保護を受給していることが分かる書類を提示してください。			
利用内容							
利用希望の事業に ☑してください		利用希望期間		利用を希望する助産所等			
□宿泊ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間					
□宿泊ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間					
□宿泊ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間					
利用する理由（複数選択可）							
1. 休息のため 2. 授乳の相談 3. 育児面の相談 4. 児の発育の相談 5. 家族が不在期間のため 6. その他（ ）							
(情報提供に関する同意)※同意の場合☑ ・申請書の内容及び産後ケア利用に必要な情報を助産所等に情報提供することに同意します。 □ ・産後ケアの利用状況について、助産所等から町へ情報提供することに同意します。 □							
※町記入欄							
申請受付日	年 月 日	課税区分	課税 ・ 非課税 ・ 生活保護				
		決定日	年 月 日	承認 ・ 不承認			

改正後					
第1号様式（第8条関係）					
年 月 日					
産後ケア事業利用申請書					
矢吹町長 様					
申請者 住 所					
氏 名					
連絡先（電話）					
次のとおり産後ケア事業を利用したいので申請します。					
利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）	
	住所	(〒 -)		(電話)	
	ふりがな 児の氏名	(男・女) (第 子)	児の 生年月日	年 月 日	
	出産 医療機関			妊娠週数	週 日
			出生体重	g	
世帯 区分 (当ては まるもの に○)	1. 町民税課税世帯	2. 町民税非課税世帯		3. 生活保護世帯	
		(同意欄)※同意の場合☑ ・矢吹町が審査に必要な範囲で町民税情報について調査・閲覧することに同意します。 □ ・税情報の確認ができなかった場合には、証明できる書類を提出することに同意します。 □		・生活保護を受給していることが分かる書類を提示してください。	
利用内容					
利用希望の事業に ☑してください		利用希望期間		利用を希望する助産所等	
□宿泊ケア □訪問ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			
□宿泊ケア □訪問ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			
□宿泊ケア □訪問ケア □日帰りケア (□1日 □半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			
利用する理由（複数選択可）					
1. 休息のため 2. 授乳の相談 3. 育児面の相談 4. 児の発育の相談 5. 家族が不在期間のため 6. その他（ ）					
(情報提供に関する同意)※同意の場合☑ ・申請書の内容及び産後ケア利用に必要な情報を助産所等に情報提供することに同意します。 □ ・産後ケアの利用状況について、助産所等から町へ情報提供することに同意します。 □					
※町記入欄					
申請受付日	年 月 日	課税区分	課税 ・ 非課税 ・ 生活保護		
		決定日	年 月 日	承認 ・ 不承認	

改正前			改正後		
第2号様式（第9条関係）			第2号様式（第9条関係）		
年 月 日			年 月 日		
産後ケア事業利用承認通知書			産後ケア事業利用承認通知書		
様			様		
矢吹町長			矢吹町長		
年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり承認します。			年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用について、次のとおり承認します。		
利用者	母の氏名		利用者	母の氏名	
	住所	(〒 -) (電話)		住所	(〒 -) (電話)
世帯の区分		利用料（あり・なし）	世帯の区分		利用者負担額（あり・なし）
利用内容			利用内容		
事業の種類 (利用する事業)	利用期間	利用する助産所等	事業の種類 (利用する事業)	利用期間	利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)	(~ 年 月 日 合計 日間)		☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア	(~ 年 月 日 合計 日間)	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)	(~ 年 月 日 合計 日間)		☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア	(~ 年 月 日 合計 日間)	
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)	(~ 年 月 日 合計 日間)		☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア	(~ 年 月 日 合計 日間)	
利用する理由			利用する理由		
利用遵守事項	・利用中は、助産所等の規則を遵守してください。 ・利用料（食事代）は、利用助産所等に直接お支払いください。 ・利用を延期または中止する場合は、速やかに利用助産所等と、下記までご連絡ください。 ・キャンセル料が発生した場合、その実費は助産所等に直接お支払いください。 ・矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。		利用遵守事項	・利用中は、利用施設の規則を遵守してください。 ・食事代は、利用施設に直接お支払いください。 ・利用を延期または中止する場合は、速やかに利用施設と、下記までにご連絡ください。 ・キャンセル料が発生した場合、その実費は利用施設に直接お支払いください。 ・矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。	
【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】			【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】		
課 係 電話			課 係 電話		

改正前					改正後				
第 4 号様式（第 9 条関係）					第 4 号様式（第 9 条関係）				
年 月 日					年 月 日				
産後ケア事業委託通知書					産後ケア事業委託通知書				
様					様				
矢吹町長					矢吹町長				
標記の件について、利用を決定しましたので、下記により産後ケアを委託します。					標記の件について、利用を決定しましたので、下記により産後ケアを委託します。				
利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）	利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）
	住所	(〒 -) (電話)				住所	(〒 -) (電話)		
	ふりがな 児の氏名	(男・女) (第 子)	児の 生年月日	年 月 日		ふりがな 児の氏名	(男・女) (第 子)	児の 生年月日	年 月 日
	出産 医療機関		妊娠週数	週 日		出産 医療機関		妊娠週数	週 日
			出生体重	g				出生体重	g
世帯の区分		利用料（ あり ・ なし ）			世帯の区分		利用者負担額（ あり ・ なし ）		
利用内容					利用内容				
事業の種類		利用希望期間		利用を希望する助産所等	事業の種類		利用希望期間		利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間			☐ 宿泊ケア ☐ 訪問ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		年 月 日 (～ 年 月 日) 合計 日間		
利用する理由					利用する理由				
1日当たりの助成額		宿泊ケア 円、 日帰りケア 円			1日当たりの助成額				
特記事項					特記事項				

改正前					改正後											
第 5 号様式（第10条関係）					第 5 号様式（第10条関係）											
年 月 日					年 月 日											
産後ケア事業利用変更申請書					産後ケア事業利用変更申請書											
矢吹町長 様					矢吹町長 様											
申請者 住 所					申請者 住 所											
氏 名					氏 名											
連絡先（電話）					連絡先（電話）											
次のとおり産後ケア事業利用の変更をしますので申請します。					次のとおり産後ケア事業利用の変更をしますので申請します。											
利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）	利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）							
	住所	(〒 -)				住所	(〒 -)									
		(電話)					(電話)									
変更事項	1 事業の種類 2 利用期間 3 利用助産所等				変更事項	1 事業の種類 2 利用期間 3 利用施設等										
事業の種類	変更前		変更後		事業の種類	変更前		変更後								
	宿泊ケア ・ 日帰りケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア			事業の種類	宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア							
	年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間				事業の種類	年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間						
	助産所等名		助産所等名					事業の種類	利用施設名		利用施設名					
	宿泊ケア ・ 日帰りケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア						事業の種類	宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア				
	年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間							事業の種類	年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間			
	助産所等名		助産所等名								事業の種類	利用施設名		利用施設名		
	宿泊ケア ・ 日帰りケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア									事業の種類	宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア		宿泊ケア ・ 日帰りケア ・ 訪問ケア	
	年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日） 合計 日間										事業の種類	年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間		年 月 日（～ 年 月 日）合計 日間
助産所等名		助産所等名		事業の種類	利用施設名									利用施設名		
変更理由					変更理由											
(情報提供等に関する同意) ※同意する場合、☑を入れてください。					(情報提供等に関する同意) ※同意する場合、☑を入れてください。											
申請書の内容及び産後ケア利用に必要な情報を助産所等に情報提供することに同意します。 □					申請書の内容及び産後ケア利用に必要な情報を利用施設等に情報提供することに同意します。 □											
また、産後ケアの利用状況について、助産所等から町へ情報提供することに同意します。 □					また、産後ケアの利用状況について、利用施設等から町へ情報提供することに同意します。 □											
※以下の欄は町が記載します。					※以下の欄は町が記載します。											
申請受付 年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日		承認 ・ 不承認	申請受付 年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日	承認 ・ 不承認						

改正前			改正後		
第 6 号様式（第11条関係）			第 6 号様式（第11条関係）		
年 月 日			年 月 日		
産後ケア事業利用変更承認通知書			産後ケア事業利用変更承認通知書		
様			様		
矢吹町長			矢吹町長		
年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用変更について、次のとおり承認します。			年 月 日に申請のありました産後ケア事業の利用変更について、次のとおり承認します。		
利用者	母の氏名		利用者	母の氏名	
	住所	(〒 -) (電話)		住所	(〒 -) (電話)
利用変更内容			利用変更内容		
事業の種類 (利用する事業)		利用期間	事業の種類 (利用する事業)		利用施設
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		(~ 年 月 日) 合計 日間	☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		(~ 年 月 日) 合計 日間
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		(~ 年 月 日) 合計 日間	☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		(~ 年 月 日) 合計 日間
☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日)		(~ 年 月 日) 合計 日間	☐ 宿泊ケア ☐ 日帰りケア (☐ 1日 ☐ 半日) ☐ 訪問ケア		(~ 年 月 日) 合計 日間
利用する理由			利用する理由		
利用遵守事項	・利用中は、助産所等の規則を遵守してください。 ・利用料（食事代）は、利用助産所等に直接お支払いください。 ・利用を延期または中止する場合は、速やかに利用助産所等と、下記までご連絡ください。 ・キャンセル料が発生した場合、その実費は助産所等に直接お支払いください。 ・矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。		利用遵守事項	・利用中は、利用施設の規則を遵守してください。 ・食事代は、利用施設に直接お支払いください。 ・利用を延期または中止する場合は、速やかに利用施設と、下記までにご連絡ください。 ・キャンセル料が発生した場合、その実費は利用施設に直接お支払いください。 ・矢吹町から転出された場合、承認された期間であっても利用できませんのでご注意ください。	
【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】			【問い合わせ・延期または中止時の連絡先】		
課 係 電話			課 係 電話		

改正前	改正後																
第 8 号様式（第13条関係） 年 月 日 産後ケア事業委託料請求書 矢吹町長 様 住 所 名 称 代表者名 印 次のとおり産後ケア事業委託料を請求します。（ 年 月分） 請求額 円 【内 訳】 【振込先金融機関】 銀 行 信用金庫 支店 口座種類 普通 ・ 当座 口座番号 （フリガナ） 口座名義人 ※口座名義人が上記請求者（契約者）と異なる場合は、振り込むことができません。 また、通帳口座名義と相違する場合は、振り込むことができません。	第 8 号様式（第13条関係） 年 月 日 産後ケア事業委託料請求書 矢吹町長 様 所在地 名称 代表者様・氏名 担当者： （電話） 年 月分 産後ケア事業委託料について、下記のとおり請求します。 記 金 円也 <table><thead><tr><th colspan="4">振 込 口 座</th></tr></thead><tbody><tr><td>金融機関名</td><td colspan="2">銀行・金庫・組合</td><td>支店名</td></tr><tr><td>種 別</td><td>1 普通</td><td>2 当座</td><td>口座番号</td></tr><tr><td>口座名義人（フリガナ）</td><td colspan="3"></td></tr></tbody></table>	振 込 口 座				金融機関名	銀行・金庫・組合		支店名	種 別	1 普通	2 当座	口座番号	口座名義人（フリガナ）			
振 込 口 座																	
金融機関名	銀行・金庫・組合		支店名														
種 別	1 普通	2 当座	口座番号														
口座名義人（フリガナ）																	

改正前					改正後					
第 9 号様式（第14条関係）					第 9 号様式（第14条関係）					
年 月 日					産後ケア事業実施報告書（ 年 月）					
産後ケア事業個別利用状況報告書										
矢吹町長 様										
住 所										
名 称										
代表者名					印					
次のとおり産後ケア事業を実施したので報告します。										
利用者	ふりがな 母の氏名		母の 生年月日	年 月 日（ 歳）						
	住所	（〒 - ）								
	ふりがな 児の氏名		児の 生年月日	年 月 日						
利用内容										
事業の種類 （希望する事業を○で 囲んでください）		利用期間		利用した助産所等						
宿泊ケア・日帰りケア		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間								
宿泊ケア・日帰りケア		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間								
宿泊ケア・日帰りケア		年 月 日 （～ 年 月 日） 合計 日間								
母子の状況 支援内容										
町への連絡事項										
備 考										
					承認番号					
					（ふりがな） 利用者氏名					
					（ 歳）					
					（ふりがな） 利用児氏名					
					第 子 男・女					
					児生年月日 月 齢					
					年 月 日生 か月 日					
					現住所					
					（自宅・実家・その他（ ））					
					住民票の住所					
					連絡先					
					サービス利用日					
					□宿泊型（ 年 月 日～ 年 月 日（泊 日） □デイサービス型（ 年 月 日：～：） □訪問型（ 年 月 日：～：）					
					利用目的 主訴					
					□心身状態の回復 □授乳介助（乳房ケア含む） □育児手技の習得 □その他（ ）					
					保健指導の内容					
					□母親の身体的ケア及び保健指導、栄養指導 □乳房ケアや授乳方法指導 □乳児の沐浴、発育・発達チェック、体重・排泄、栄養のチェック、スキunkア等の育児方法の指導 （体重 ｓ） □育児相談 □母親の心理的ケア □生活の相談、支援 □その他、必要とする保健指導 〔 〕					
					実施結果・所見					
					市町村への 連絡事項					
					□フォロー不要 □フォロー必要⇒□医療機関等で継続支援 □市町村からの支援 ※該当するものに○をつけてください。 発達発育・訴えが多い・不安が強い・養育態度・養育環境・理解力不安 その他（ ）					
					医療機関等名					
					担当者					

※この様式は、利用ごとに作成し、提出してください。

改正前

改正後

第10号様式（第14条関係）

年 月 日

産後ケア事業実施報告書

矢吹町長 様

住 所

名 称

代表者名

印

次のとおり産後ケア事業の利用者を報告します。（ 年 月分）

（１）宿泊ケア事業

利用者氏名	利用助産所等	利用期間	備考
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	
		年 月 日 ～ 年 月 日	

（２）日帰りケア事業

利用者氏名	利用助産所等	利用日	備考
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和8年4月1日より適用する。